

令和6年度 巡回監査士試験

試験問題（解答時間50分）（100点）

III. 所得税法

問1

以下の文章は給与所得者の扶養控除等申告書について述べたものである。□Aから□Hに当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計16点）

(1) 一般の場合

国内において給与等の支払いを受ける居住者は、毎年□Aに給与等の支払を受ける日の□B（申告に係る事項に異動があった場合には、異動日後□Aに給与等の支払いを受ける日の□B）までに、一定の事項を記載した「給与所得者の扶養控除等申告書」を、その給与等の支払者を経由して、納税地の□Cに提出しなければなりません。

(2) 国外居住親族を有する場合

給与所得の源泉徴収において□Dである親族（以下「□E」といいます。）に係る扶養控除、配偶者控除、□F又は配偶者特別控除（以下「扶養控除等」といいます。）の適用を受ける居住者は、その□Eに係る「□G」（これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）を、「給与所得者の扶養控除等申告書」と併せて給与等の支払者に提出又は提示しなければならないこととされています。

また、年末調整を行う際にも給与等の支払者に「□H」を提出又は提示しなければならないこととされています。

- | | | | |
|------------|------------|-------------|------------|
| 1. 最初 | 2. 最後 | 3. 翌日 | 4. 前日 |
| 5. 国税局長 | 6. 国税庁長官 | 7. 所轄税務署長 | 8. 居住者 |
| 9. 非居住者 | 10. 非永住者 | 11. 国外居住親族 | 12. 国内居住親族 |
| 13. 基礎控除 | 14. 配偶者控除 | 15. 配偶者特別控除 | 16. 障害者控除 |
| 17. 親戚関係書類 | 18. 親族関係書類 | 19. 入金関係書類 | 20. 送金関係書類 |

問2

次の資料により、それぞれ居住者甲（白色申告者）の本年分の課税標準を求め、解答欄に数値を入力しなさい。
(計12点)

甲は、本年7月に借入金25,000,000円及び自己資金10,000,000円をもってマンション及びその敷地をそれぞれ15,000,000円及び20,000,000円で取得し、同月より貸付けの用に供している。甲は、このマンションの賃貸による本年分の収入金額として2,000,000円を收受している。

なお、この借入金に係る本年7月から12月までの期間に対応する利子は2,025,000円であり、このマンション及びその敷地の取得に係る借入金をマンションに係るものと敷地に係るものとに明確に区分することは困難である。

また、上記借入金の利子以外の不動産所得に係る諸経費が1,250,000円ある。

このほか、甲には本年分の事業所得の金額3,000,000円がある。

I. 各種所得の金額の計算

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
事業所得	3,000,000	
不動産所得	△ <input type="text" value="②"/>	(1) 総収入金額 <input type="text"/> (2) 必要経費 (<input type="text"/>) ① 利子 <input type="text"/> ① ② 諸経費 <input type="text"/> (3) (1)-(2)=△ <input type="text"/> ②

II. 課税標準の計算

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
総所得金額	<input type="text"/> ⑤	損益通算 (注) $(\triangle \square + \square ④) + \square = \square ⑤$ (注) $\square \times \frac{25,000,000 - \square ③}{25,000,000} = \square$ $\square > \square \therefore \square ④$

問3

次の資料によりそれぞれの設問に解答し、解答欄に数値を入力しなさい。ただし、③および⑤については解答欄の選択肢の中から選びなさい。
(計15点)

居住者甲は、本年9月に居住用家屋をB不動産会社に対し35,000,000円で譲渡している。

なお、譲渡の際には譲渡費用として600,000円を支出している。

この居住用家屋は甲が平成29年5月に旧家屋を買換えるために取得したもので、取得の際に租税特別措置法第36条の2に規定する『特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例』の適用を受けており、その時の資料は次のとおりである。

〈譲渡資産に関する事項〉

資産	取得年月	取得費	譲渡対価	譲渡費用
居住用家屋	昭和53年3月	3,000,000円	20,000,000円	500,000円

〈買換取得資産に関する事項〉

資産	取得年月	取得価額
居住用家屋	平成29年5月	22,500,000円

なお、取得した居住用家屋と同種の減価償却資産の耐用年数は34年である。

耐用年数	34年	51年
旧定額法償却率	0.030	0.020

〔設問1〕 平成29年の買換え時における買換資産に付すべき取得価額を求めなさい。

〔設問2〕 本年9月の譲渡所得の金額を計算しなさい。

〔設問3〕 本年9月の譲渡につき適用を受けることができる居住用財産の譲渡所得の課税の特例について当てはまるものを語群から選択しなさい。なお、本年分の譲渡について買換資産を取得する見込みはない。

1. 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
2. 居住用財産の3,000万円の特別控除
3. 特定の居住用財産を買換えた場合の特例
4. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

〔設問1〕

(単位: 円)

$$(\boxed{\quad} + 500,000) + (\boxed{①} - \boxed{\quad}) = \boxed{\quad}$$

〔設問2〕

(単位: 円)

(注)

$$\boxed{\quad} - (\boxed{④} + \boxed{②}) = \boxed{\quad}$$

A B

(注) I 減価の額 $\boxed{\quad} \times 0.9 \times \boxed{\quad} \times \boxed{\quad}$ 年 = $\boxed{\quad}$

A $\boxed{\quad}$ 年 $\times \boxed{③}$ = $\boxed{\quad}$ 年

B 平成29年5月～令和6年9月…7年6ヶ月未満 → $\boxed{\quad}$ 年

II 取得費 $\boxed{\quad} - \boxed{\quad} = \boxed{④}$

〔設問3〕

⑤

問4

次の資料により事業所得を有する居住者甲（年令38才）の本年分の納付すべき税額又は還付される税額を計算し、解答欄に数値を入力しなさい。

ただし、①、⑤および⑥については解答欄の選択肢の中から選びなさい。

なお、令和6年度定額減税については考慮するものとする。

(計15点)

合計所得金額	14,500,000円
--------	-------------

課税総所得金額	3,000,000円
---------	------------

課税長期譲渡所得金額	7,500,000円
------------	------------

配当控除額	10,000円
-------	---------

所得税及び復興特別所得税の予定納税額	90,000円
--------------------	---------

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	40,840円
---------------------	---------

なお、甲は妻（年令35才）及び長男（年令12才）と生計を一にし、かつ、同居を常況としており、妻及び長男はいずれも本年中に所得はない。

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
V納付税額の計算 算出税額	(2)	(1) 課総 $3,000,000 \times 10\% - 97,500 = 202,500$ (2) 課長 $7,500,000 \times \boxed{①} \% = \boxed{\quad}$ (3) (1)+(2)= (2)
配当控除	10,000	
定額減税額	(4)	〈判定〉 $\boxed{\quad} \leq 18,050,000 \therefore \boxed{\quad}$ $30,000 + \boxed{\quad} \times \boxed{③} \text{人} = \boxed{④}$
復興特別所得税額		$(\boxed{\quad} - 10,000 - \boxed{\quad}) \times \boxed{⑤} \% = \boxed{\quad}$
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	40,840	
所得税及び復興特別所得税の申告納税額	1,160,800	(⑥)
所得税及び復興特別所得税の予定納税額	90,000	
納付すべき税額又は還付される税額	(7)	

※解答欄の選択肢は省略しています

問5

次の資料により、それぞれ居住者甲の本年分の申告納税額を計算し、解答欄に数値を入力しなさい。ただし、④および⑥については解答欄の選択肢の中から選びなさい。 (計17点)

- | | |
|--|-------------|
| 1. 総所得金額 | 13,700,000円 |
| 2. 所得控除額 (下記3以外に寄附した金額はない。) | 3,550,000円 |
| 3. ユニセフに対する寄附金
これは、甲が本年10月に日本ユニセフ協会（公益財団法人日本ユニセフ協会に該当する。）
に対して支出したものである。なお、この寄附については、税額控除を適用するものとする。 | 120,000円 |
| 4. 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 | 1,200,510円 |

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
III 所得控除額		
合 計	3,550,000	
IV 課税所得金額 課税総所得金額	10,150,000	$13,700,000 - 3,550,000 = 10,150,000$ (千円未満切捨)
V 納付税額 算出税額	①	課税 $10,150,000 \times \boxed{} \% - \boxed{} = \boxed{①}$
寄附金の 特別税額控除	⑦	<p>(注) $(\boxed{} - \boxed{③}) \times \boxed{} \% = \boxed{}$</p> <p>(注) $\boxed{②} \boxed{④} 13,700,000 \times 40\% \therefore \boxed{}$</p> <p>(2) $1,813,500 \times \boxed{⑤} \% = \boxed{}$</p> <p>(3) (1) $\boxed{⑥}$ (2) $\therefore \boxed{⑦}$ (百円未満切捨)</p>
復興特別所得税額		$(1,813,500 - \boxed{⑦}) \times \boxed{} \% = \boxed{}$
所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	1,200,510	
所得税及び復興特別 所得税の申告納税額	⑧	($\boxed{}$)

※解答欄の選択肢は省略しています

問 6

次の資料により、小規模企業共済契約等に基づいて支給される共済金等について、それぞれの所得区分及び所得の金額を計算し、解答欄の選択肢の中から選びなさい。なお、甲の公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額は10,000,000円以下であるものとする。 (計25点)

1. 居住者甲は以前より甲の妻を被保険者、甲を受取人とする生命保険契約を締結していたが、本年8月20日に妻が交通事故で死亡したため、この契約に基づき本年11月に甲は死亡保険金として2,000,000円の支払いを受けている。

なお、この契約に基づいて今までに支払った保険料の総額は800,000円であり、甲と妻が半額ずつ負担していた。

2. 居住者甲（年齢68歳）は本年4月に小規模企業共済契約を解約し、中小企業基盤整備機構から15,000,000円の解約手当金の支給を受けている。

なお、甲がこの契約を締結したのは平成13年8月であり、これまでに負担した掛金総額は10,880,000円である。

3. 居住者甲（年齢60歳）は本年7月に事業を廃止したことに伴い、中小企業基盤整備機構から本年中に分割共済金として400,000円の支給を受けた。

この分割共済金は、毎年400,000円を10年間にわたって支給を受けるものであり、甲がこれまでに負担した掛金総額は3,808,000円である。

<次ページへ続く>

<問6の続き>

(単位：円)

1.	所得区分 … <input type="text" value="①"/>
<所得の金額>	
(1) 総収入金額	
$2,000,000 \times \frac{\square}{\square} = \square \quad \text{②}$	
(2) <input type="text"/>	
$800,000 \times \frac{\square}{\square} = \square \quad \text{③}$	
(3) 特別控除額	
(1) - (2) <input type="text"/> 500,000 ∴ <input type="text"/>	
(4) (1) - (2) - (3) = <input type="text"/> ④	

(単位：円)

2.	所得区分 … <input type="text" value="⑤"/>
<所得の金額>	
(1) 収入金額 15,000,000	
(2) <input type="text"/> <input type="text"/> H 13.8 ~ R 6.4 … <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 → <input type="text"/> ⑥ 年	
$\text{⑦} + \text{⑧} \times (\text{⑨} \text{年} - \text{⑩} \text{年}) = \text{⑪}$	
(3) $\{(1) - (2)\} \times \text{⑫} = \text{⑬}$	

(単位：円)

3.	所得区分 … <input type="text" value="⑨"/>
<所得の金額>	
(1) 収入金額 400,000	
(2) <input type="text"/> <input type="text"/> $400,000 \leq \text{⑭} \quad \therefore \text{⑮}$	
(3) (1) - (2) <input type="text"/> ⑯ <input type="text"/> ∴ <input type="text"/> ⑰	

【令和6年度巡回監査士試験】 所得税法

問題番号	解答欄	模範解答
第1問	A	1. 最初
第1問	B	4. 前日
第1問	C	7. 所轄税務署長
第1問	D	9. 非居住者
第1問	E	11. 国外居住親族
第1問	F	16. 障害者控除
第1問	G	18. 親族関係書類
第1問	H	20. 送金関係書類
第2問	①	2,025,000
第2問	②	1,275,000
第2問	③	15,000,000
第2問	④	810,000
第2問	⑤	2,535,000
第3問	①	22,500,000
第3問	②	600,000
第3問	③	1.5
第3問	④	5,244,000
第3問	⑤	2. 居住用財産の3,000万円の特別控除
第4問	①	15
第4問	②	1,327,500
第4問	③	2
第4問	④	90,000
第4問	⑤	2.1
第4問	⑥	百円未満切捨
第4問	⑦	1,122,400
第5問	①	1,813,500
第5問	②	120,000
第5問	③	2,000
第5問	④	≤
第5問	⑤	25
第5問	⑥	<
第5問	⑦	47,200
第5問	⑧	602,800
第6問	①	一時所得
第6問	②	1,000,000
第6問	③	400,000
第6問	④	100,000
第6問	⑤	退職所得
第6問	⑥	23年
第6問	⑦	8,000,000
第6問	⑧	10,100,000
第6問	⑨	雑所得
第6問	⑩	600,000
第6問	⑪	<